議題１（３）犬山市資料

犬山市学校図書館図書廃棄基準

○　廃棄基準の成文化

学校図書館の設置目的は、学校図書館法にも規定されているとおり「教育課程の展開に寄与する」もので、保存を第一の目的とするものではない。児童・生徒や教職員の利用に役立つ適切な資料を質量ともに整備し、常に魅力あるものに保持しなければならない。教育課程や現代社会における情報の変化、様々な資料要求に対処するためには、定期的に蔵書を点検・見直し、更新する必要がある。しかし、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たれなければならず、廃棄する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した基準にもとづき行わなければならない。そこで、犬山市の学校図書館においても、適正な管理を行うため、図書の廃棄についての一定の基準を設けるものとする。

○　廃棄の観点

（1）図書そのものの傷み具合･･･使用に耐えられないほど装丁中の頁に傷みが生じている場合、まずは修理をして利用を図るが、それにも耐えられない場合。

（2）内容から見た新鮮度･･･児童・生徒の学習に支障をきたす恐れがある内容の古いもの。

（3）利用頻度が著しく低いもの。

○　一般基準

次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

（1）形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。

（2）新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。

（3）刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。

（4）利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

（5）亡失資料

① 蔵書点検により所在不明が確認され、その後３年以上経過した資料。

② 利用者が紛失した資料。

③ 天災または不可抗力により亡失し、その発生事実が証明された資料。

④ 貸出されてから３年経過し、回収の見込みがない資料。

○　廃棄の対象としない図書

（1）年鑑　（2）白書　（3）郷土資料　（4）貴重書

犬山市小中学校図書館廃棄基準表

分類	図書群	基準事項	摘要
0	百科事典	旧字体・旧かなづかいのもの。 補遺が刊行されていないもの。 現状にそぐわないもの。	１０年を目安とする。
1	哲　学	特にない。	
2	地　理 歴　史 伝　記	地名等に変化が生じたもの。 研究の成果が取り入れられていないもの。 現状にそぐわなくなったもの。	地図帳は５年、 歴史地図帳は１０年 を目安とする。
3	社会・政治 教育等	主な法律等の改正で、現状にそぐわなくなったもの。 記述内容に人権擁護上問題な点があるもの。	５年を目安とする。
4	物理・科学 医学・衛生	技術・実験についての説明が古いもの。 記述内容に安全上問題な点があることが明らかとなったもの。 研究の成果が取り入れられていないもの。	１０年を目安とする。
5	工業の 類全般	技術・実験についての説明が古いもの。 記述内容に安全上問題な点があることが明らかとなったもの。 新しい素材・技術・研究成果等が取り入れられていないもの。	１０年を目安とする。
6	産業の 類全般	同上	１０年を目安とする。
7	芸　術 スポーツ	新しい種目・ルール・技術・用具が取り入れられていないもの。	スポーツ関係書は ５年を目安とする。
8	言　語 辞　典	旧字体・旧かなづかいのもの。 理解できないことばの多いもの。 記述に重大な誤りが発見されたもの。	
9	文学の 類全般	旧字体・旧かなづかいのもの。 難しい文や字の多いもの。 より優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書・旧抄訳書。	
E	絵　本	汚損・破損のひどいもの。	
C	紙芝居	汚損・破損のひどいもの。 欠損のあるもの。	